

“令和5年度”

真室川町～子育て支援のお知らせ～

～妊娠したら～

真室川町の主な子育て支援の事業です。ぜひご活用ください。

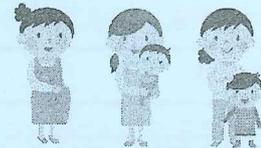
真室川町子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、子育て世代への切れ目ない支援体制を構築することを目的に、保健師等の職員が相談をお受けします。

○時間 午前8時30分から午後5時15分（土・日、祝日を除く）

○場所 真室川町役場 福祉課内（町立真室川病院となり）

○問合せ先 真室川町子育て世代包括支援センター TEL62-3436



母子健康手帳の交付

母子健康手帳と妊婦健康診査助成券の交付と面談を実施いたします。

○日程 事前に電話にて予約の上、翌日以降の交付

○場所 真室川町役場 福祉課

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

プチママサロン（マタニティサロン）

妊婦を対象に、健やかな妊娠・産後の生活を送るためのお話や体操をご紹介します。

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

不妊治療費助成

一般不妊治療：「夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が、真室川町内に住所を有する夫婦が対象です。」

治療（タイミング法、人工授精、薬物療法、手術療法）および、通院にかかった交通費に対して年度ごとに7万円を上限に助成します。助成期間・回数に制限はありません。

○場所 真室川町役場 福祉課

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

～出産したら～

出生届

生れた日から14日以内（出生の日を含む）に届け出をします。

○必要書類 ・出生届書（病院からもらいます）
・母子健康手帳

○場所 真室川町役場 町民課

○問合せ先 真室川町役場 町民課 TEL62-2054

※「山形県メリーズお誕生プレゼント事業」にて、紙おむつ1袋をプレゼント

出産育児一時金

①国民健康保険加入者の方

出産費用が50万円未満の場合、費用との差額が支給されます。

○必要書類 ・通帳など口座番号の分かるもの

・病院が発行した費用内訳明細書

・病院と取り交わした直接支払同意書

②国民健康保険加入者以外の方

加入している健康保険から支給されます。

○問合せ先 真室川町役場 町民課 TEL62-2054



赤ちゃん訪問 / すくすく教室

赤ちゃん訪問：生後1か月を目安に保健師がご家庭を訪問し、体重測定等を実施します。

すくすく教室：1歳児と、その家族を対象に保健師や歯科衛生士による講話・相談を実施しています。

○場所 真室川町役場 福祉課

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

産後ケア費用助成事業

産後1年未満で助産師へ相談をご希望の方の産後ケア費について一部費用を助成します。

○場所 真室川町役場 福祉課

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

乳幼児の健康・育児相談

乳幼児期における心身の発達チェック、疾病の早期発見、健康相談を実施しています。

○場所 真室川町役場 福祉課

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 TEL62-3436

検診の名称	内 容
乳児健診 (3.4ヶ月児、7.8ヶ月児)	身体測定、内科健診、健康相談
1歳6ヶ月児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
2歳児歯科健診	身体測定、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
3歳児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、健康相談
キラキラ教室	歯科健診・フッ化物ゲル塗布 延3回(1歳6ヶ月から3歳児まで)
年中児健診	問診、視力検査、診察、事後相談



予防接種の種類と受ける時期

それぞれの予防接種に適した接種時期に、個別で接種していただきます。

○場 所 町が委託する町外医療機関 ○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

新生児聴覚検査の費用助成

赤ちゃんの聞こえに異常がないかどうかをみるための検査です。

耳の聞こえに異常があると、コミュニケーションに支障をきたし、言葉の発達の遅れや、情緒・社会性の発達にも影響が生じる可能性があります。早期に発見し適切な支援を行うために検査はとても重要となっています。



○対 象 者 生後数日経過した赤ちゃん

○検査方法 自動聽性脳幹反応検査(AABR)または耳音響放射検査(OAE)

○費 用 全額助成 ※出産場所により費用助成までの流れが異なります。

①県立新庄病院:検査を受ける際に、受検票(7・8か月訪問時に配布します)を病院に提出すると自己負担が生じません。

②県立新庄病院以外:産後退院してから福祉課にて償還払いの手続きをすると、生じた費用を返還いたします。(領収書及び、明細書を保管しておいてください)

○場 所 真室川町役場 福祉課 ○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

～各種手当と支援・助成制度～

家庭保育支援給付金

乳児(満1歳未満)をご家庭で保育している保護者に対して、月3万円の給付金を交付し家庭保育を支援します。

○対 象 者 満1歳未満の乳児をご家庭で保育している保護者

○場 所 町民課にて出生届を提出される際、ご一緒に申請書を提出ください。

○問合せ先 真室川町教育委員会教育課 教育課 Tel62-2223

子育て支援医療証

高校生相当年齢までのお子様の医療費の負担を軽減する制度です。

○対 象 者 真室川町に在住する保護者に扶養されている高校生相当年齢までの児童

○問合せ先 真室川町役場 町民課 Tel62-2054

ひとり親家庭等医療証

ひとり親家庭の方の医療費の負担を軽減する制度です。

○対 象 者 ひとり親家庭等で所得税非課税の保護者とその保護者に扶養されている18歳以下の児童

○問合せ先 真室川町役場 町民課 Tel62-2054

就学援助制度

町立小中学校に在籍する児童生徒のいるご家庭に対して、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

○対象世帯

①生活保護法による扶助を受けていない世帯

②経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な状況で、費用の援助が必要と認められる世帯

※世帯全員の所得合計を元に基準額と照らし合わせて決定します。詳細についてはお問合せください。

○問合せ先 真室川町教育委員会 教育課 Tel62-2223

～子育て支援センター「たいよう」～

子育て支援センター

就学前のお子さんがおうちの方と一緒に利用することができます。各種事業がありますので、お子さんの月齢に合わせてぜひ遊びに来てください。また、里帰り中の方もどうぞご利用ください。

○場 所 真室川町中央公民館 1階

○主な事業

子育て相談窓口・・・来所や電話による相談(Tel62-2278・子育て支援センター直通)

親子の広場・・・子育て支援センターの開放による、子どもの遊び場や保護者の交流の場の提供

開所日:平日9:30~11:30、14:00~16:00

土曜9:30~11:30(日曜・祝日、年末年始は休館です)

わんぱく広場・・・毎回、楽しいテーマの中で、お子さんと保護者の方のふれあいを大切にしたい広場です。季節に応じて年間4回の開催となり、内1回は、お外で季節を感じる「青空わんぱく」になります。親子と一緒に、ゆったり楽しめる時間を提供していきます。

場所:真室川町中央公民館2階研修室(青空のみ屋外で開催)

赤ちゃん広場・・・生後2か月から8か月頃の赤ちゃんと保護者向けの広場です。助産師さんによるベビーマッサージや育児・産後ケアの相談、お友達づくりにご利用ください。(年12回)

わくわくワークショップ・・・毎日の慌ただしさからちょっと離れて、軽い運動や小物作り、フラワーアレンジメントなどで、保護者がリフレッシュする講座です。お子さんは無料で託児します。(年10回)

○問合せ先 真室川町中央公民館内 子育て支援センター Tel62-2278



わんぱく広場

○日程は決定次第、ホームページのセンターだより「たいよう」にてお知らせいたします。

赤ちゃん広場

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	25	22	27	24	21	26	16	21	25	22	21

わくわくワークショップ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
13	11	22	13	10	/	26	9	7	11	8	/

※いずれも予定ですので、お越しの際は直近のセンターだより「たいよう」をご確認ください。

あそびの広場

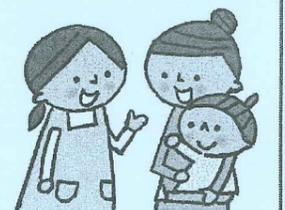
子育て応援団「あんよ」による遊び場の提供。これまで町内3箇所で開催していましたが、保護者同士や世代間の交流の活性化等を図りたく、中央公民館において隔週の土曜日の午前中に実施することにより、交流の拡大に努めます。

○対 象 者 就学前の児童

○時 間 隔週の土曜日 9:30~11:30

○場 所 真室川町中央公民館 2階和室

○問合せ先 真室川町教育委員会 教育課 Tel62-2223



4月	5月	6月	7月	8月	9月
15 29	13 27	10 24	8 22	5 19	9 23
10月	11月	12月	1月	2月	3月
7 21	4 18※	9 23	6 20	3 17	2 16

※11月18日のみ午後1時~午後3時の開催となります。

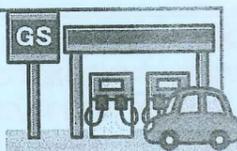
障がい者交通費助成事業(旧：福祉燃料券・福祉タクシー券助成事業を統合)

各種手帳を所持する方の社会参加と日常生活圏の拡大を図るために交通費を助成します。

○対象者 身体障がい者手帳 1～5 級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所有者

○支給額 月額 2,000 円

○場所 真室川町役場 福祉課 ○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436



～保育施設の利用～

入園・入所の流れ

こども園や保育所等を利用する場合、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じ、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定後、ご希望される保育施設の定員や児童数を考慮の上、利用される保育施設や入園(所)の時期等が決定します。

○利用時間等

1号認定 3～5 歳 教育標準時間…最長 6 時間 (1号の場合は保育の必要性の確認が必要ありません)

2号認定 3～5 歳 保育短時間…最長 8 時間、保育標準時間…最長 11 時間

3号認定 0～2 歳 保育短時間…最長 8 時間、保育標準時間…最長 11 時間

○場所 真室川町教育委員会 (教育課・子育て支援係)

○問合せ先 真室川町教育委員会 教育課 Tel62-2223



町内の保育施設

	住所	電話番号	受入年齢	
公	安楽城保育所	大沢 814-14	63-2135	満 2 歳～ ※状況により、満 1 歳 6 ヶ月を迎えた翌月から可能なため、ご相談ください
立	釜淵保育所	釜淵 383-16	65-2813	
私	たんぼぼこども園	新町 376-2	62-4158	満 8 ヶ月を迎えた翌月～
立	キッズハウス	平岡字片杉野 1692-13	62-3433	満 2 ヶ月を迎えた翌月～

町外の認可保育施設をご利用の場合は、保育施設の所在する市町村と協議が必要なため、事前にご相談ください

学童クラブ

各小学校の施設内で、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象に、放課後及び学校休校日に適切な遊びの場や生活の場を提供します。

○場所 真室川小学校 真室川あさひ小学校 真室川北部小学校の一部

○開所日 平日 14:30～18:30 土曜日・学校休業日 8:00～18:30 (日曜、祝日、年末年始を除く)

○利用料金 通年利用 月額 1 人 3,000 円 2 人以降 1 人につき 1,500 円 スポット利用 300 円又は 500 円

○問合せ先 真室川町社会福祉協議会 Tel64-1515

病児保育

急な病気等で保育所等での集団保育を利用できない場合に、保護者に代わってお子さんを一時的に真室川町が広域協定を締結している下記施設でお預かりする制度です。

○対象者 生後 3 カ月から小学校 3 年生までの児童

○場所 特定非営利活動法人オープンハウスこんべいとう 住所 新庄市住吉町 1051-2 Tel0233-29-2301

○利用料金 1 日 2,500 円 (※①利用後、町で料金の半額を補助 ※②給食を希望する場合は別途料金)

○問合せ先 真室川町教育委員会 教育課 Tel62-2223

まむろ川託児事業～こどもスマイルスポット～ (5 月開始)

急な用事や通院、買い物や上の子の塾など、少しの時間子どもを預けたい時、子育て支援センターの職員が子育て応援団「あんよ」と調整し、短時間の託児をお受けします。

○対象者 小学校 6 年生の 3 月 31 日までの児童

○時間 9:00～17:00 の最大 4 時間

○場所 真室川中央公民館

○利用料金 1 時間 860 円

○問合せ先 真室川町中央公民館内 子育て支援センター Tel62-2278



児童手当制度

○対象者：中学校卒業までの児童を養育している方 (3 歳未満) 月額 15,000 円

(3 歳以上小学校修了前) 月額 10,000 円

※ただし第 3 子以降は月額 15,000 円

(中学生) 月額 10,000 円

○支給月 6 月、10 月、2 月

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

未熟児養育医療費給付事業

○対象者：未熟児 (出生時体重 2,000 g 以下) であって、医師が養育必要と認めた児

○内容：申請に基づき養育医療券を発行し処置に要した費用の一部を助成

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

児童扶養手当制度

○対象者：ひとり親家庭等で 18 歳未満 (障がい児は 20 歳未満) の児童を養育している方 令和 5 年 4 月から

(対象児童 1 人) 月額 44,140 円

(対象児童 2 人) 月額 54,560 円

(対象児童 3 人) 月額 60,810 円

※4 人以降は 1 人につき最大 6,250 円が加算されます。

○支給月 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

～障がいのあるお子さんに向けた制度～



特別児童扶養手当制度

○対象者：精神または身体に障がいがある 20 歳未満の児童を養育している方

(1 級障がい児) 月額 53,700 円

(2 級障がい児) 月額 35,760 円

○支給月 4 月、8 月、11 月

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

特別支援児童養育手当制度

○対象者：

特別支援学級または特別支援学校に在籍し、障がいを事由とする他の手当を受給していない児童で、世帯員全員の町民税所得割の合算額が 10 万円未満の方

(対象児童 1 人につき) 月額 3,000 円

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

重度心身障がい(児)者医療証

身体または精神に障がいを持つ方の医療費の負担を軽減する制度です。

○対象者 身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 等級等に該当する方

○問合せ先 真室川町役場 町民課 Tel62-2054

自立支援医療制度(育成医療)

身体に障がいのある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により効果が確実に期待できる場合に医療証を交付し医療費を軽減します。

○対象の例 向精神薬、精神科デイケア、人工関節置換術、水晶体摘出術、心臓弁置換術、ペースメーカー埋込術、腎移植、人工透析等

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

障害児福祉手当

心身に日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がい有する 20 歳未満の方に対して支給される制度です。

※所得制限があり、また、施設入所や当該障がいを理由とした年金を受給されている方は対象外となります。

○支給額 令和 5 年 4 月から月額 15,220 円 ○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

日常生活用具給付事業

障がいの種類、等級等により、それぞれ日常生活における不便さを解消するための用具の給付を行います。

○対象者 障がい者(児)、難病患者等

※世帯の課税状況に応じて自己負担があります

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436

補装具給付事業

日常生活における移動や動作等の確保のため、身体の損なわれた機能を補完・代替する用具の購入や修理を支援します。

○対象者 障がい者(児)、難病患者等

※世帯の課税状況に応じて自己負担があります

○問合せ先 真室川町役場 福祉課 Tel62-3436